

■よくあるお問い合わせ

Q. 変更届はいつまでに提出すればよいですか。

A. 変更事由が生じた場合、資格有効期間に入った段階で速やかに電子申請により提出して下さい。

※中間年申請の場合

物品役務 令和8年4月1日以降

建設工事／建設コンサル 令和8年6月1日以降

変更届の申請書(Excel)は、矢掛町公式ホームページからダウンロードしてください。

なお、変更届にはシステム利用料は必要ありません。

Q. 町からの入金口座を変更する場合、どのようにしたらよいですか。

A. 債権者登録を行っている事業者については、住所、代表者氏名、登録口座のいずれか1つでも変更が生じた場合には、債権者登録変更届出書の提出が必要です。

「債権者登録(変更)届出書兼口座振込依頼書」を作成し、押印の上、郵送により提出してください。

債権者登録に関してご不明な点は、出納室([TEL:0866-82-1012](#))にお問合せください。

【提出先】〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地 矢掛町役場 会計課 宛て

【申請書】矢掛町公式HP>町の行政>入札・契約>入札関係>各種様式

Q. 建設業許可を更新した場合、変更届は必要ですか。

A. 必要です。

変更届の申請書(Excel)の「D.建設工事 業種情報」(1)から(3)に入力の上、「建設業許可通知書」の写し、又は「国土交通省が運用する『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』(<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>)の必要ページを印刷したもの」を添付してください。

いずれの場合も、発行年月日が3ヶ月以内のものに限ります。

Q. 経営事項審査申請を更新した場合、変更届は必要ですか。

A. 必要です。

変更届の申請書(Excel)の「D.建設工事 業種情報」(4)から(6)に入力の上、新たな「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付して下さい。

Q. 商業登記簿謄本について、「履歴事項全部証明書」と「現在事項全部証明書」のどちらを提出すればよいですか。

A. 「履歴事項全部証明書」を提出してください。

Q. 代表者の身分証明書の提出は必要ですか。

A. 個人事業者は提出する必要がありますが、法人事業者は必要ありません。

Q. 各種証明書等は複写でも構いませんか。

A. 複写でも構いません。

Q. 使用印鑑届や委任状の日付はどのように記載すればよいですか。

A. 変更届の申請書(Excel)の「A. 共通(1)変更年月日」と同日を記載してください。

日付記載漏れによる差戻しが多数発生していますので、ご注意ください。

Q. 新規申請時に登録した希望業種の順位や内容は、年度途中で変更、追加することができ
ますか。

A. 今回の入札参加資格審査の有効期間中は変更、追加することができません。

ただし、許可業種の変更により取下げをする場合は、変更届を提出してください。

Q. 登録工種（業種）の資格の取下げをする場合、様式はありますか。

A. 変更届の申請書(Excel)の「その他」の欄に、「資格の取下げ」と記載した上でご提出
下さい。

Q. 入札参加資格登録の廃止をする場合、どのような手続が必要になりますか。

A. 変更届の申請書(Excel)の「その他」の欄に「登録の廃止」と記載し、簡単に理由を
記載して下さい。また、その事実が確認できる書類（登記簿謄本等の写し）を添付して下
さい。